② 契約保証金　納付。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶ 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷ 落札者の決定方法　落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記３⑶の評価方法で決定するものとする。なお、具体的には入札説明書による。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

⑸ 本工事に係る技術提案書等の提出にあたって、ＶＥ提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、ＶＥ提案が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加できる。また、標準案に基づき施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載すること（詳細は入札説明書による。）。

⑹ 配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

⑺ 手続における交渉の有無　無。

⑻ 契約書作成の要否　要。

⑼ 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑽ ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⑾ 関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑿ 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒀ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

⑴ Official in charge of disbursement of the procuring entity : Atsuto Suzuki, Director General, Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization

⑵ Classification of the services to be procured : 41

⑶ Subject matter of the contract : Construction work of Laboratory Buildings, High Energy Accelerator Research Organization

⑷ Time-limit for the submission of application forms : 2 : 00 P.M, 7 November, 2013

⑸ Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M, 18 December, 2013

⑹ Contact point for tender documentation : Facilities Planning Division, Plant and Facilities Department, Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization, 1―1 Oho Tsukuba-shi 305―0801 Japan, TEL 029―864―5175

E-mail : kojishikei@mail.kek.jp

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月18日

東京地下鉄株式会社工務部長　武藤　義彦

◎調達機関番号　414　◎所在地番号　13

○第29号

1 工事概要

⑴ 品目分類番号　41

⑵ 工事名　東上野四丁目第１ビル（仮称）新築工事

⑶ 工事場所　東京都台東区東上野四丁目25―21他

⑷ 工事内容　東上野四丁目第１ビル（仮称）新築工事　延床面積9,998㎡　鉄骨造地下１階、地上９階建（照明器具、電力供給設備、保安通信設備及びＬＡＮ設備は除く。）これに伴う、外構、建物解体、建物改良、支障移設及び土木工事一式を含む。

⑸ 工期　契約締結の日から26か月間

⑹ 使用する主な資機材　鉄骨　約2,200ｔ、アルミカーテンウォール　7,800㎡

⑺ この工事は、契約締結後に施工方法等についてＶＥ提案を受け付ける契約後ＶＥ実施対象工事である。

⑻ この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

2 競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、３⑶の手続きにより契約責任者による当該工事に係る競争参加資格の確認を受けた者（以下「有資格者」という。）による単体又は有資格者で構成する２者又は３者の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

⑴ 当該契約を締結する能力を有しない者でないこと。

⑵ 破産者で復権を得ない者でないこと。

⑶ 建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可その他法令の規定により営業に関し資格を必要とする業種について、その資格を有しない者でないこと。

⑷ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者及び再生手続開始の決定を受けた者を除く。）若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑸ 次に掲げる事実のいずれかに該当しない者で、その事実があった後３年を経過していない者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は資機材の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。

イ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したこと。

ウ 他者の競争の参加又は契約の締結若しくは履行を妨げたこと。

エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。

オ 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げたこと。

カ 契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をしたこと。

キ 正当な理由がなくて、契約に関し、東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）との間において現に係争中であること。

ク 契約に関し、現に履行遅滞となっていること。

ケ 契約の履行成績又はアフターサービスが著しく不良であったこと。

コ 申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったこと、その他会社に提出した書類に虚偽の記載をしたこと。

サ アからキまでのいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。

⑹ 暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であること、又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。

⑺ 会社が定める取引先資格審査規則により、資格を有すると認められたものであること。

なお、競争参加資格を得ようとする者は、３⑴に示す場所に申請すること。